

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 長野厚生年金 事案 1073

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月30日から同年12月1日まで  
昭和36年12月1日にA社(現在は、C社)B工場から同社D工場へ期間を空けることなく異動したにもかかわらず、同年11月が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC社発行の人事記録カード、同社から提出された回答書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和36年12月1日に同社B工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の保険料納付に関する資料が現存していないため不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和36年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した

場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

申立期間について、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金の知識は無かった上、退職する 2 年ぐらい前から腹痛に悩まされ入退院を繰り返し、退職後も継続して治療を受けていたので、脱退手当金を請求できる状況ではなく、受け取った記憶も無い。

脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の資格喪失日の前後各 3 年間に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性 5 名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は 1 名であることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が公的な年金に加入する意思が無いとして脱退手当金を請求するに当たり、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることから、申立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月1日から35年5月15日まで  
② 昭和35年5月16日から36年12月30日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっている。

最初に勤めた会社で脱退手当金の話があり、脱退手当金はもらわないと決めていたので、申立期間の脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、記録の回復を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後各1年間に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性7名全員に脱退手当金の支給記録があり、このうち6名は、資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、支給記録のある元同僚の中には、事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者がいることを踏まえると、当時、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が慣例的に行われており、申立人についても、代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月半後の昭和37年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 1076

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 26 日から 34 年 10 月 28 日まで  
A社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、当該事業所を退職時に脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、自分で請求した記憶も無い。  
申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後各1年間に資格を喪失し脱退手当金の受給要件を満たしている35名全員に支給記録があり、このうち34名は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている。

また、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者が複数いる上、申立人の脱退手当金に係る支給決定は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和34年12月10日に行われたことが確認できることを踏まえると、申立人についても代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。